

<論文>

日本における〈指紋小説〉の展開（2）

井上 貴翔*

抄録：本論では、戦間期日本における〈指紋小説〉に、指紋を収集する人物が登場することに注目した。当時、指紋には犯罪者だけではなく、最終的には「国民」全てを管理することが期待されていたが、その実現に向けて、指紋の採取、登録範囲が徐々に拡張されようとしていたことを確認したうえで、そうした動向と〈指紋小説〉との関わりについて考察した。

キーワード：指紋、指紋表象、探偵小説、戦間期日本

1. はじめに

前稿¹では、主に1920年代までに発表された〈指紋小説〉においては主に、「現場指紋」の有用性がくりかえし描かれてきたことを概観したが、同時にそこでは、(同時期の実務書や解説書とも手を携えつつ)「現場指紋」におけるある種の虚構性が隠蔽されていた可能性を指摘した。その虚構性とはすなわち、当時の技術の限界からくる、「現場指紋」による犯人特定の困難性であり、あるいは犯人特定という過程そのものに関する虚構性(「確実に機能するためには、すべての者の指紋をあらかじめ採取しておくことを必要とする科学捜査とはつまり、壮大なフィクションであると言えはしまいか」²)である。その後から必然的に導かれるのは、採取した指紋のデータベースを全面化することへの欲望だと思われるが、本稿で追うのは、そうした欲望に関する当時の実際の動向と、〈指紋小説〉との密やかな連繋である。

2. 〈指紋収集家〉という表象

指紋は収集・登録されることで個人識別のための技術としての真価を発揮する。いやむしろ、収集・登録が行われなにかぎり、その技術は完成に至らないとさえい

よう。指紋法の根幹ともいえるこの点を、その研究や整備に携わった人物の多くは当初から認識していた。その一人として、やはり大場茂馬を挙げなくてはならないだろう。彼はすでに1908年の時点でこう述べている。指紋と戸籍とを連動させたならば「世ノ形式的個人識別法ナルモノハ同時ニ身体的個人識別法トナリ其結果何人モ身分関係ヲ詐ルノ無効ナルヲ悟ルニ至ルヘシ。果シテ然ラハ従来無用ノ長物トシテ輕蔑セラレタル犯罪人名簿ノ如キモ身体的個人識別法ト相調和スルヲ得テ大ニ其効用ヲ發揮スルニ至ルヘキカ」³と。ここでの「犯罪人名簿」とは、有罪判決を受けた人物(一部を除く)に関する個人情報書類のことを指し、累犯者かどうかを確認する上で必要とされたものだったが⁴、偽名等の手段を講じられるとその確認がほぼ困難だったため、次第に「無用ノ長物」とみなされていったものだ。当時の累犯者特定の困難さから指紋の採取と登録の必要性が訴えられていたわけだが、その前段ですでに、戸籍と指紋登録を連動させることで戸籍を持つ人間全ての管理を目指す欲望が書きつけられていた。

いわば、できるかぎり多くの、そして最終的には全ての人間の指紋を採取し、登録することへの欲望。その欲望は、「満州国」で行われようとし、そしてさらには戦後日本においても進められようとしていた「国民指紋登録」へと繋がることとなるが、そうした動きと並行するかのよう、1920～30年代における〈指紋小説〉の一部には、指紋の研究や収集にあくなき情熱を燃やす人物が

*北海道医療大学全学教育推進センター

登場する。それはたとえば、小酒井不木「指紋研究家」(1926年)や正木不如丘「指紋の悔」(1927年)の登場人物であり、あるいは少し時代は下るが、田中香涯「怪奇の指紋」⁵における「僕は最近二年以来、指紋の研究に興味を感じて、僕等の取り扱った犯人、犯人容疑者は勿論のこと、普通の人達の指紋もあらゆる方面から出来るだけ沢山に集めて、今では可なり莫大の数に達しているんだ」という刑事などである。

もちろん、小酒井作品に登場する「指紋研究家」の「本業」は「他所に自分の指紋を残さぬように工夫する職業」、すなわち窃盗であり、指紋の収集や研究は「本業」に必要なからこそ行われている。あるいは正木「指紋の悔」では、知り合いの生き別れとなった息子を探すために指紋が収集される。このようにそれぞれの作品において、指紋の収集という行為には個別の事情が記されているのだが、そもそもこうした行為が市井の人々によって行われているということ、あるいはその行為の対象が犯罪者などとどまらず一般大衆にまで広がっているということは、当時の指紋の運用状況との関連をうかがわせるものがある。では、当時のその運用状況とはどのようなものだったのだろうか。

3. 指紋と「自動車運転士」

さて、大場がそうであったように、実際に指紋関係の業務に携わっていた人物の多くは、最終的に指紋の採取と登録によって全ての人間を管理することを目指していた。だが当然ながら、そうした動きが一足飛びに、あるいはスムーズに進められていったわけではない。まずは犯罪者に関する指紋台帳、指紋のデータベースが作成されていき、それが進むにつれ、犯罪者以外からも指紋を採取し登録する欲望が次第に顔を覗かせてくる。いくなれば日本における指紋登録は、犯罪者や受刑者にとどまらず、当時の社会にとっての「他者」に対して、まずは行われていったのである。

前稿で見たように、日本で指紋法が認知されていくのは特に1920年代だが、それと並行するように犯罪者の管理にとどまらない指紋の運用法が盛んに言及されていくようになる。たとえば『東京朝日新聞』(1929年4月10日)には、「力こぶを入れる指紋の活用 司法省に専門技師二人を 近く指紋館を建設」という記事があり、指紋原紙の整理方法やより簡単な指紋採取法の研究のために「指紋館」なるものを設立する計画が紹介されている。関東大震災により東京で登録されていた指紋原紙の大半は焼失してしまったのだが、それからおよそ7年後には、専用の建物を予定するまでに収集数が回復、増加していたのだ。この時期の指紋による管理強化の動向につ

いては、岸孝義による「指紋の社会的応用」という講演記録⁶を入口として、すでに追ったことがある⁷。以下では、未紹介の資料も交えつつそれをまとめ、〈指紋小説〉との関わりについて見ていこう。この時期、いかなる存在に対しての指紋登録が試みられていたのだろうか。

まず挙げられるものとして、「自動車運転士」の存在があった。大正から昭和初期にかけて、大都市を中心に日本では自動車数が急増していく。「大正元年における東京市内の自動車の数は、わずかに二百九十八台に過ぎなかった。それが大正十二年末には四千四百五十九台、昭和元年末には一万三千百六十三台、同二年末には一万六千四百四十五台と急増した」⁸。そうした背景から、1919年に自動車取締令が制定(1月11日公布、2月15日施行)され、改正が重ねられていく。そこには指紋法が要請されたのと同様、都市の急速な近代化の影響があるが、特に東京では関東大震災以後の都市再編のなか自動車数は増加の一途を辿り、日常に欠かせないものとなっていた。しかし、なぜ運転免許証と指紋登録とを紐づけようとしたのか。この点については、『東京朝日新聞』(1928年6月5日夕刊)の記事に詳しい。「不良分子の一掃に運転手から指紋」という見出しをもつその記事では、近年、自動車の急増とともに運転免許証を偽造する者が増加しているために、警視庁管轄下においては、運転手の指紋登録によってそれを阻止することになったと報じられている。司法省指紋係を務めていた根本顕太郎も「わが国でも指紋によって偽者や替玉を防いだ例としては昭和二年ごろ自動車運転手の替玉に困った警視庁が免許証に本人の指紋をとると同時に原簿にもこれをとったところそれ以来替玉がなくなったという事実があり」と、戦後に述懐している⁹。すなわち、免許偽造を行う可能性が高いため、あらかじめ指紋を登録することで対処しようというのだ。ここには、いわば社会秩序を乱すかもしれない集団に対し、事前に指紋登録を課すという統治側の暴力的な論理が透かし見えている。

4. 指紋と「特殊看視人」

次に挙げられるのは「特殊看視人」である。ここで「特殊看視人」として想定されているものは二種類に大別できるのだが、その一つは「思想上の問題」から監視が必要だという人物のことを指していた。『東京朝日新聞』(1929年11月8日)には「危険人物は片端から指紋に 東京、大阪、福岡三ヶ所に備へて正体を看破」という記事がある。「片端から指紋に」という見出しはなんとも暴力的だが、この「危険人物」とはいわゆる共産主義者のことを指しており、「特高警察で注意を要する危険思

想の人物の指紋をとりはじめたのは今年四月からのことであった」とされている。これはつまり、1929年4月に行われた、いわゆる「四・一六事件」（共産党員の全国的な一斉検挙事件）やその準備のために指紋採取が行われたことを意味しているのだろう。このような動向はその後も継続されていた。たとえば『読売新聞』（1933年5月5日）は、『赤』の予防策として「中学以上の入学者全部の指紋をとる」と報じている。これは実際に行われていたことを報じたものではなく、「全国特高警察課長会議」において大阪府が提案したことではあるのだが、実際、1935年まで用いられていた「特高警察例規集」には「特別要視察人又ハ特ニ注意ヲ要スル人物ニ対シテハ機会アル毎ニ指紋ヲ採取スベシ」という文言が記載されている¹⁰。「危険人物」の指紋を採取、登録するという運用が、この時期に具体性ととも欲望されていたことがわかるのだが、ここで関連しそうな〈指紋小説〉を挙げておこう。

波多野狂夢「指紋の怪」（『ぷろふいる』第1巻第1号、1933年5月）という作品がある。ごく短いこの作品は、以下のような内容だ。——法医学者の霜山博士が会長を務めている「猟奇倶楽部」では、会を訪問する者はメンバーも含めた全員が、記名する代わりに指紋を押捺することになっていた。会のメンバーには、指紋研究所を持つ江間老人という人物もいたが、彼は霜山博士とは馬が合わないと思え、博士との対面を避けているようだった。あるとき、会員の一人で、様々な形で警察に協力していた新聞記者、嶋戸は、江間老人の捺す指紋が、段々と霜山博士のそれへと変化していることを発見する。実は、江間老人は霜山博士の変装であって、猟奇倶楽部や指紋研究所はいずれも「過激思想の巣窟」で、犯罪を繰り返している組織だった。霜山博士はすでに死んだ人間の手の皮を利用して手袋を作成しており、江間老人として指紋を押捺する際にはそちらを用いていたのだが、次第に手袋の指頭部分が薄くなり、自身の本当の指紋を押捺していたことに気づかなかったのである——。そのトリックに何ら特筆すべきものがあるわけではないのだが（同じ人物だから同じ指紋だった）、ここで興味を引かれるのは、倶楽部や研究所が「過激思想の巣窟」であり「赤化思想宣伝運動」を行っていたという点だ。最終的に倶楽部や研究所のメンバーはそのほとんどが捕えられ、会で使われていた指紋名簿も警察に押収されるのだが、それはすなわち、メンバーに限らず、倶楽部や研究所と関係を持った人物全ての指紋が警察の手に渡るということに他ならない。共産主義者やそれに関わった人物が自発的に指紋を捺し、想定外の事態とはいえそれが警察の手に渡ること。以上を踏まえたうえで、先の記事をこの作品の横に並べてみたとき、この〈指紋小説〉が当

時の指紋への眼差しを密やかに取り込んでいたことが見えてこないだろうか。

だが、犯罪者のみならず、犯罪を引き起こす可能性が高い、「危険」とみなされた集団から指紋を採取、登録しておくというその眼差しは、さらに別の対象にも向けられていた。その対象とは、「特殊看視人」として考えられていたもう一つの存在、岸が述べるところによれば「種々なる精神病等の原因の為に、特別なる看視を要する人物」である。ここまで「自動車運転士」や「共産主義者」に向けられていた指紋管理の矛先は「精神病患者」にも向けられていた。その詳細は繰り返さないが、当時において犯罪者と「精神病患者」が限りなく近いものという言説が無数に産出されており、それらは共に「危険」なものとして語られていた。そうした存在を指紋の採取、登録によって管理しようという動きがあったわけだが、それは前節で見た、様々な形で指紋管理の強化とも深く結びついている。なぜなら、そのことを報じている多くの記事や文章で、「危険極まる不良分子」や「危険思想」の持ち主、「危険人物」といったように、「危険」という言葉が強調されているからだ。つまり、主に1920年代（特にその後半）に浮上する指紋管理の強化とは、社会にとって「危険」だと思われた存在を、出来得る限り、指紋によって管理しておこうとする動きでもあったのだ。

5. 指紋と「植民地」

もちろんこのような「危険」とみなされた存在の指紋を採取、登録するという動向は、決して日本にのみ見出せるものではない。そもそも、指紋法発祥の地の一つであるインドにおいても、似たような状況が認められる。指紋法の成立に大きな貢献を果たした人物として、エドワード・ヘンリーがいるが、彼が指紋による人々の管理を試みるようになったきっかけは、彼がインドにおいて「犯罪部族」の管理を担当することになったという点にあった。この「犯罪部族」とは、1871年にインドで制定された「犯罪部族法」なる法律によって生み出されたカテゴリーだという。高野麻子は、「犯罪部族」について「実際にかれらが犯罪行為に手を染めているか否かが問題なのではなく、かれらの存在の「理解不可能性」が問題とされた」と述べ、その「理解不可能性」とは、「かれらの移動性」に求められたと指摘している¹¹。すなわち、彼らは不定住で移動を繰り返しているからこそ危険かつ犯罪的なものであり、それゆえに何らかの手段で管理が必要があるという論理が組み立てられていた。その管理という文脈において、指紋法は不可欠なものとして成立していく。

このインドにおける「犯罪部族」の管理とは、いわば帝国主義的な論理に基づく管理形態だが、それは当然のことながら日本にもうかがえるものだ。たとえば、先に共産主義者の指紋採取という動向を見た、『読売新聞』の『『赤』の予防策』の記事だが、実はさらに注目すべきことが記されている。それは「鮮人の内地移住者は船中で指紋を取り完全な台帳を作」ることが目論まれているという記述である。いわばここには、インドでのイギリスのそれと同様、統治側が植民地に対していかなる眼差しを向けていたのか、その非対称性が刻まれてもいるだろう。

宗主国の人間には行われていない指紋採取を非宗主国の人々には課するという帝国主義的な非対称性。この非対称性が看取できる〈指紋小説〉が、「女肌の指紋」(『探偵』第1巻第5号、1931年9月)である。この作品は(おそらく作品発表当時の)奉天から朝鮮へ向かう汽車が舞台となっているが、そこに乗り合わせた人々の間で、奉天で発生した芸者殺しが話題となる。現地での警察捜査に協力していた語り手の男は、犯人が犯行現場に右の掌紋を残していたこと、それとの照合のために朝鮮との国境で汽車乗客の指紋を一齐に調査する予定があることを明かしてしまう。するとその後、話に加わっていた若い男が不注意から右の掌を大きく傷つけてしまう。語り手はこの男が犯人であり、指紋採取ができないように自ら掌を傷つけたのではないかと疑うも、事件がいまだ未解決であることを告げて作品は幕を閉じる。

ここでの指紋(掌紋)の利用法もまた、さして興味深いものではないのだが、立ち止まらざるを得ないのは次のような記述である。(乗客の指紋を一齐に検査するということは)「今夜に限らず従来から大犯罪が満鉄沿線で行われた場合には、屢々やること」であって、「植民地の特別警察制度で、調査は嚴重ですし、取り得た指紋にしても、日本の内地と違って新聞や公示板へ掲げることになるんですから、写真を出されたこと、同じ丈けの利目があるんです」。つまりここでは、満州もしくは朝鮮という日本の植民地ならではのこととして(正式には、満州事変が1931年9月18日、「満州国」成立は1932年3月1日だが)、指紋をあたかもモンタージュ写真や似顔絵のように新聞等に掲載することが一般的な慣習として語られているのだ。このような指紋利用が当時の満州もしくは朝鮮等の地域で実際に行われていたかどうかについては、論者の調査不足のためか確認することはできなかった。しかし、こうした記述が実際に基づくものであれ、この作品でたまたま用いられた設定であれ、少なくともここには、日本「内地」とその植民地それぞれにおける指紋の利用法に差異が設けられており、明らかな非対称性があるのだ。それこそ、当時の指紋採取、登

録に潜んでいたものだろう。

実際、このような利用法ではないものの、例えば1908年の指紋法導入時、いち早くその利用が開始されたのは、東京や大阪といった日本の大都市とともに、朝鮮であったことは明記しておくべきことだと思われる¹²、指紋の応用が「殊ニ朝鮮ノ如キ民籍ヲ有セサルモノ多数存在」¹³している状況に有効だと眩かれる点には、二重三重の差別的眼差しが胚胎している¹⁴。さらに満州では、人々の管理のために指紋が大いに活用されていた。満州において指紋が労働者の管理、あるいは抗日ゲリラの炙り出しのために、日常的といい得るほどに用いられていたことは、すでに明らかにされている¹⁵。高野によれば、南満州鉄道株式会社、いわゆる満鉄の支配下にあった撫順炭鉱の労働者に対し、1924年に労務管理の一環として大規模な指紋登録が行われたことが、その始まりだという。導入の理由について高野が挙げているのは、移動を繰り返す労働者の簡便な管理、それまでの中国人による人員管理から会社による労務管理への転換、労働争議(特にそれが暴動へと発展すること)への憂慮という三つだが、この指紋登録は一定の成果を挙げたようだ。実際、『昭和二年度 南満州における労働争議録』では、指紋法実施の経緯について、「支那人労働者の最も悪い特徴として挙げられて来たものは、移動率の高き事、犯罪者の多き事、及賃銀詐欺の多き事の三つである。然かも此等の労働者が、左傾思想の宣伝者及労働争議の扇動者に依り、益々悪化しつつある事は顕著な事実となって来た。(中略)此処に於て指紋法の採用が、其の目的に最も適合せる事が唱えらるゝに至った。否寧ろ南満州の労働界が指紋法の実施時代に入った訳である」と述べられており¹⁶、「支那人労働者」は「移動」し、危険かつ犯罪的であるからこそ、指紋によって管理すべきなのだという論理が用いられている。そして1920年代後半には、満州における他の会社でも次々と普及が進んでいくだろう。これらの、そしてその後の「満州国」での指紋管理の紆余曲折の詳細は、高野の労作に譲るが、ともあれ「満州国」での指紋登録の対象者は、1938年に労働者、そして1944年に「国民」(の一部)となり、以降、徐々に拡張していくことが目論まれていた¹⁷。

人々の管理を重要視するのは、何より統治側に他ならない。統治側としては、秩序を乱す可能性を持つ「危険」な存在、「他者」をどうにかして把握する必要がある。そもそも指紋法整備の最たる理由として挙げられていた累犯者とはその筆頭だったわけだが、あらかじめ「危険」かもしれない集団を、指紋登録によって管理しておこうというその眼差しは、インド、そして西欧、さらには日本でも基本的には同様だったのだ。

6. 結び

このように、「満州国」での指紋登録の動向は、労働者に対してのものが「国民」にまで拡張されていくという特徴を持っている。ただし、日本「内地」におけるそれにも似たような動きがうかがえることは指摘しておきたい。岸の講演でも職工採用時の指紋登録について触れられているし、あるいは満州の工場で従業員を採用すること、そして採用時には指紋登録が課せられることを報じる『犯罪学雑誌』の「指紋で職工を採用」という記事¹⁸がある。日本でも呉や舞鶴、岩国の工場などで同様の試みが行われているとこの記事は報じており、そうした手続きが日本「内地」においてもかなりの程度、一般化されていたことがうかがえるのだ。ここに至ってはもはや、「他者」を指紋によって管理するというにとどまらず、より多くの人間のそれを採取、登録し、管理することが目論まれているだろう。

実際、岸は講演で「銀行に於ける身元の証明」や「陸海軍、人」に対して指紋を用いる可能性に触れている。これらの方法については大場を初めとして、多くの人物が言及していることでもある¹⁹。また岸は、子供の指紋登録についても述べ、「最近大阪市に児童保護協会なるものが出来て、子供の指紋と写真をとつて下さる」という。これについては、雑誌『優生学』における「可憐な子達の為め指紋記録協会 大阪に新らしく生る」という記事²⁰に詳しい。それによると、誘拐事件などの事前策として子供の指紋及び写真を保管しておくという事業が大阪で始められ、「一日平均百名」の申込みがあるのだという。そして将来的には、「各地警察署」と連動させる予定であるとも書かれている。さらに、すでに幾度か言及した、『読売新聞』の「『赤』の予防策」の記事でも、「指紋採取の拡大を図るため中等以上の学校入学者に対して強制的に指紋採取を行う」ことが提言されているのだし、『犯罪学雑誌』の「雑報」でも「指紋の利用範囲益々拡大」というタイトルの下、「国民全部」や「全ての外国人、学校生徒」の指紋登録を行う試みについて言及されており²¹、この時期に、指紋の採取、登録の対象をより広い範囲へと拡大しようとする動きが、はっきりと見て取れるのである。

指紋を登録しておくことで人々を管理しようとする動きは、「満州国」における「国民」の指紋登録、すなわち国家という共同体の構成員全ての指紋を登録するという次元に帰着することとなる。それは、日本における指紋法導入の当初からうかがえる統治側の欲望だったわけだが、そうした登録の拡張は一足飛びに行われたわけではなかった。むしろ本稿で見てきたように、登録の対象が犯罪者から「危険」とみなされた集団、そして子供や

未成年者へと広げられようとし、指紋の採取が犯罪捜査に關した例外的なものから日常的なものへと変化していくなかで、「満州国」での試み、そして戦後日本における「国民指紋登録」へと向かう下地が作り上げられていったのだといえよう。

最後に、そのような指紋の動向とも響き合うであろう〈指紋小説〉として、河邊天馬「躍る指紋」(『科学画報』第24巻第5号、1935年)を取り上げたい。河邊天馬という作者については医学、もしくは警察関係者ではないかと推測されるものの詳細は不明である。この『科学画報』という雑誌は1923年に創刊され、当時の最新の「科学」的知識を一般大衆に啓蒙するという狙いを持っていた。江戸川乱歩も、この雑誌から探偵小説的なネタや知識を仕入れていたという。「躍る指紋」が掲載された号では、「探偵の科学」という特集が組まれており、その執筆陣を眺めてみると、小酒井不木や甲賀三郎、あるいは小南又一郎、高田義一郎などがいる。

この作品では、刑事や易者に扮して数多の指紋を集め、果ては指紋泥棒——他人の家に忍び込み、住人が寝ている際に指紋だけを採っていく——にまで手を染める男が登場する。なぜそんなことをするのか。実は、指紋泥棒として逮捕された男は元医学博士であり、ある強盗殺人事件での現場指紋と同一の指紋を持っていたため、犯人として数十年、刑に服した過去を持っていた。博士は法廷でこう述べる。

「つまり私の指紋と犯人の指紋が全く同一だったという点によって、私は犯人と見られたのであります。その時、総長(検事総長——引用者注)はガルトンの説を申出られ、同一指紋は数字的にいって六百四十億人中たゞ一組であり、君も知識階級の人間なら、最早や、犯罪を否定するわけにもゆくまい。従って殺人犯人と断定された次第でありました。併し、私は神に誓って潔白です。全く覚えのないことなのです。私は二十五年の入獄中も、また出所後、二年間、その後約四ヶ月に渉り、指紋の研究に没頭いたし、遂いに指紋泥棒、並びに偽刑事や易者のまねもいたしました。そして結論として、同一指紋は、ガルトンの説とは違い、これは未だ数字的には申上げ兼ねますが、六百四十億人中にたゞ一組ではなくして、その範囲がもっと狭まっているのではないかと思うのであります。それを極めるために、誠に世間を騒がして申訳ありませんが、今まで幾多の指紋を盗み歩いたわけで御座います」。そして、法廷にいる人間の指紋を見たいという博士の「最後の願い」は、このような顛末を迎える。「意外や総長の指紋は、実に博士の指紋と同一だったのである。驚いた総長も、早速、自分の指紋を指紋紙にとり、拡大して鑑識課の手によって調べさせるところ、顕微鏡的の僅かな違いだけで全く肉眼では博士の

指紋と誰が見ても同一と断定せざるを得ぬほど余りにも似ていたのである。(中略)こゝに至って、実際の殺人犯と博士と総長三人の同一否、同一と思わざるを得ぬほど、余りにも似た三組の指紋があったわけである。

もちろんここで指紋泥棒は、身の潔白を証明したいというある意味ではやむにやまれぬ事情の下、指紋を収集しているのだし、ほぼ同一の指紋が存在する確率は実のところ高いのではないかというフィクションならではの疑義も、特筆すべきものとはいえないだろう。しかしここでわれわれが立ち止まるべきは、彼による指紋採取が決して、泥棒という強制的な手段でのみ行われるのではないという点にある。偽刑事や易者の言葉に応じて、人々はさしたる疑問も持たずに、あるいはむしろ自分から指紋を彼に提供していく。ここで生じている事態とは、指紋による個人識別技術が一般に認知されたということ以上に、指紋の採取、登録そのものが一般化しているかのようなことではないだろうか。「躍る指紋」において、指紋収集に明け暮れていた博士は、収集のためには犯罪に手を染めることも辞さない一方、人生相談や手相を見るという日常的な所作をその収集に利用してもいた。犯罪者ではない一般の人々が指紋採取の対象となり、しかも強制的にではなくほとんど自発的に採取されていくというその一連の表象とは、まさに当時、指紋に向けられていた欲望のアレゴリーなのだとはいえるだろう。

注釈

- 1 拙稿「日本における〈指紋小説〉の展開(1)」『北海道医療大学看護福祉学部紀要』第27巻、2020年
- 2 橋本一径「「先駆者」ホームズ、そして科学捜査というフィクション」『ユリイカ 総特集シャーロック・ホームズ』第46巻第9号、2014年
- 3 大場茂馬『個人識別法』忠文舎、1908年、p.244
- 4 「犯罪人名簿」に関しては、成毛鉄二編著『犯罪人名簿と身分証明 その整備と発給手続き』(帝国地方行政学会、1966年)を参照。
- 5 田中香涯『医事雑考奇珍怪』鳳鳴堂書店、1939年
- 6 岸孝義「指紋の社会的応用(一)」『犯罪学雑誌』第3巻第3号、1930年、「指紋の社会的応用(二・完)」『犯罪学雑誌』第3巻第4号、1930年
- 7 拙稿「可視化の暴力 戦前期日本における指紋」『層映像と表現』Vol. 3、2010年、pp.48-64
- 8 『警視庁史 昭和前編』警視庁史編さん委員会、1962年
- 9 根本顕太郎『指紋学の応用と原理』(飛鳥書房、1948年)。ただし『警視庁史』(注8前掲書)にこうした事実を述べている箇所はない。また、ここに引用したものと全く同じ文言が、『読売新聞』(1947年5月28日)の「全国民の指紋登録」という記事に確認できるが、根本がこの記事に協力していたのか、あるいはこの記事の言葉を流用しているのかは定かでない。
- 10 『現代史資料45 治安維持法』(みすず書房、1973年)を参照
- 11 高野麻子『指紋と近代 移動する身体 of 管理と統治の技法』みすず書房、2016年、p.28
- 12 朝鮮総督府監獄においては、1912年4月1日より「指紋取扱規定」が定められた。
- 13 野村薫『指紋法』松山房、1925年
- 14 朝鮮や「満州国」などの戸籍等については、遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍 満州・台湾・朝鮮』(明石書店、2010年)に詳しい。
- 15 詳しくは、金英達『日本の指紋制度』(社会評論社、1987年)や指紋なんてみんなで「不、の会編『抗日こそ誇り 訪中報告書』(1988年)、渡辺公三『司法的同一性の誕生 市民社会における個人識別と登録』(言叢社、2003年)、高野前掲書を参照。
- 16 南満州鉄道株式会社社長室人事課『昭和二年度 南満州に於ける労働争議録』南満州鉄道株式会社、1928年
- 17 ただし、1944年の「国民手帳法」(1943年12月21日公布、1944年1月1日施行)は最初から全ての「国民」に適用されたのではなく、したがって指紋登録に関しても同様だった。「一部」としたのはそのためである。その対象範囲が「国民」の外延と重なる前に、「満州国」は崩壊を迎えることになる。
- 18 『犯罪学雑誌』第9巻第4号、1935年
- 19 たとえば、古畑種基「指紋の社会的応用」『警察研究』第8巻第8号、1932年
- 20 『優生学』第67号、1929年
- 21 『犯罪学雑誌』第5巻第6号、1931年

The Development of "Fingerprint Novels" in Japan (2)

Kisho INOUE*

Abstract : This paper focuses on the appearance of fingerprint collectors in "fingerprint novels" in interwar period Japan. The expectation of fingerprinting at the time was to eventually control all people, not just criminals, and the study found that the target population for fingerprinting was gradually being expanded to achieve this goal. The relationship between such trends and "fingerprint novels" is discussed.

Key Words : fingerprint, representation of fingerprints, detective story, inter-war period in Japan

* Center for Education in Liberal Arts and Sciences, Health Sciences University of Hokkaido